

# 全国センターだより

2026 WINTER vol. 117



- 卷頭言 ……考察～世に「極道」の種は尽きまじ
- 新年を迎えて
- 寄 稿 ……がんばれ石川 めざせ復興
- 東京海上日動における反社対策

# 目 次 冬号 vol.117

●表紙写真 ●「通天閣」  
●提供 大阪府暴力追放推進センター

## 卷頭言 ..... 1

### 考察～世に「極道」の種は尽きまじ

(公財)大阪府暴力追放推進センター  
専務理事 荒武 泰子

## 新年を迎えて ..... 2

警察庁刑事局組織犯罪対策部長  
大濱 健志

## 寄稿 ..... 3

### がんばれ石川 めざせ復興

(公財)石川県暴力追放運動推進センター  
専務理事 岸田 広明

## コラム ..... 5

### 旅が、だれかの力になる

## Bridge ~企業と地域をつなぐ架け橋~ ..... 6

### 東京海上日動における反社対策

東京海上日動火災保険株式会社  
業務品質部 専門次長 長嶋 潔

## 「第98回 民事介入暴力対策鹿児島大会」のご案内 ..... 7

鹿児島県弁護士会 委員長 福元 紳一

## ある日

- 相談委員としての所感 ..... 山形県 稲毛 悟 ..... 10
- 新任相談委員所感 ..... 京都府 林 修一 ..... 11

## センターだより／東西南北

- 被害者に寄り添った支援活動 ..... 東京都 ..... 12
- 閻バイト撲滅に向けた暴排教育、広報啓発活動の推進 ..... 愛知県 ..... 12
- 暴力団事務所使用差止訴訟について ..... 鳥取県 ..... 13
- 高校生参加の暴力追放高知県・市民総決起大会の開催 ..... 高知県 ..... 13
- 暴排ローラー作戦の実施について ..... 鹿児島県 ..... 14

## 令和7年 全国暴力追放運動中央大会を開催 ..... 15

## 都道府県センター紹介 ..... 16

- (公財)宮崎県暴力追放運動推進センター
- (公財)暴力団追放沖縄県民会議

# 卷頭言

## 考察～世に「極道」の種は尽きまじ

(公財) 大阪府暴力追放推進センター

専務理事 荒武 泰子



大阪府暴力追放推進センターが、暴力団対策法成立を機に設立されてから30周年を迎えた令和5年春、私は大阪府警察を卒業し当センターの専務理事となりました。その昔昇任試験対策で新たに施行された暴対法を勉強していた頃、「こんな行政法で本当にヤクザを取り締まることができるのかしら?」と懐疑的に感じたものでしたが、あに図らんや法の威力は絶大でした。かつそれを的確に運用した警察組織の頑張り、そして何よりも暴力団追放運動に立ち上がってくださった府民の皆さんのおかげもあって、この30余年の間に暴力団員数は激減し、昨今では一般市民が暴力団の脅威を感じる場面もめっきり少なくなっていました。巷では「もう暴力団なんていなくなっただろう」という声まで聞こえています。では、我々暴追センターは歴史的使命を終えたのでしょうか?いいえ、決してそんなことはありません。天下の大泥棒石川五右衛門の辞世の句ではありませんが、世に「極道」の種は尽きることはないと思います。

昨今、治安対策上最大の課題となっている「匿名・流動型犯罪グループ」は、特殊詐欺や強盗事件の他、ネットカジノの決済代行や性風俗店員の手配等様々な違法行為により巨額の犯罪収益を得ていることはよく知られており、暴力団との結節点役を担う者の存在も確認されています。暴力団はトクリュウと共に存を図りながら、したたかに社会にはびこり続けているのです。

ご承知のとおり、暴力団対策法は、第三十二条の三に示された要件を満たす団体を都道府県に一を限って都道府県センターとして指定することができると定めています。もちろんその条文には、暴力団や暴力団員を対象とする事業が列挙されていますが、それはあくまでも指定の要件であって、我々暴追センターは定款に定めた設立の趣旨に則り、社会正義実現のため時代の要請に応じた事業活動を展開すべきであると考えます。但し、30年以上前に定めた定款が時代に合っていないければ、改正の必要はあります。

先般当センターでは、カスタマーハラスメントに特化した不当要求対策DVDを製作し、賛助会員企業や各都道府県センター様など各方面にお配りしたところ大変ご好評をいただきました。カスハラは暴力団員による典型的な不当要求とはやや趣を異にしますが、昨今行政窓口や企業の顧客対応においては、喫緊の課題となっていました。

暴排は相手の属性のみに拘ることなく、行為要件にも着目して行うべきとの考えに立脚すれば、暴力的な言動で義務無き要求を押し通そうとするカスハラは正にこれに該当すると考えられます。ただ残念なことに、刑罰法令の構成要件に該当しなければ、民事不介入なる妄言に囚われ思考停止に陥ってしまう現場警察官が未だ少なからず存在することは、OBとしては悲しい限りです。犯罪を未然に防止し、困っている市民を救うことは警察の責務です。そのお手伝いができるのであれば、それは暴追センターの大切な業務の一端であると信じます。

当センターはこれからも時代の流れを見極めながら、暴力団根絶のかがり火を赤々と灯し続けます。その光が、安全な社会を望む人々の心の灯火ならんと願いつつ。



## 新年を迎えて

警察庁刑事局組織犯罪対策部長  
**大濱 健志**

新年明けましておめでとうございます。

昨年7月、警察庁刑事局組織犯罪対策部長に就任し、早くも5か月が過ぎますが、全国暴力追放運動推進センター及び都道府県暴力追放運動推進センターの皆様、並びに、全国で暴力団排除活動に携わっておられる皆様には、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げますとともに、平素から暴力団排除活動に深い御理解と多大な御尽力をいただきておりますことに対し、心より御礼申し上げます。

警察では、長年にわたり、関係機関・団体等と緊密に連携しながら総合的な暴力団対策を推進してきた結果、暴力団構成員等の数は、令和6年末で1万8,800人と、平成4年の暴力団対策法を施行以降で最少となり、暴力団勢力は大きく減少するなどの成果が見られています。

他方、平成27年8月末に六代目山口組が分裂し10年が経過し、昨年4月には、六代目山口組が兵庫県警に「宣誓書」を提出するなどの動向もありましたが、決して対立抗争のおそれが払拭されたものではなく、六代目山口組及び六代目山口組と対立する団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定し、規制を継続しています。

また、暴力団は、近年その活動を不透明化させるとともに、資金獲得活動を多様化させるなどして強固な人的・経済的基盤を維持しているものもあり、依然として、暴力団は社会に対する脅威となっています。

加えて、治安対策上の脅威となっている「匿名・流動型犯罪グループ」の中には、その資金が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員をグループの首領やメンバーとしているもの、暴力団構成員と共に謀して犯罪をおこなっているものも確認されており、暴力団と匿名・流動型犯罪グループは、何らかの関係をもちつつ、両者の間で結節点の役割を果たす者も存在するとみられます。

このような情勢を踏まえ、警察では、暴力団をはじめとする犯罪集団の弱体化及び壊滅に向け、関係部門間における連携を強化して部門横断的な情報共有を行い、部門の垣根を超えた実態解明を推進とともに、戦略的・集中的な取締りを行うなど、総合的な対策を講じています。

他方、暴力団をはじめとする犯罪集団の弱体化と壊滅の実現は、警察だけで成し遂げられるものではなく、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士会等の関係機関、地域住民、事業者の方々が一致団結し、社会全体で取り組む必要があります。

そうした中、暴力団排除活動に携わっておられる皆様の勇気と熱意ある御努力により、暴力団事務所撤去等の暴力団排除の取組は様々な地域や職域において浸透し、着実にその成果を上げております。

警察としましても、国民の御理解を得つつ、実態解明・取締りと暴力団排除をはじめ、反社会的な集団から国民や企業を守る活動とを連動させた総合的な対策を強力に進めていきたいと考えておりますので、皆様におかれましても、引き続き、暴力団排除活動等に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、全国の暴力追放運動推進センターの益々の御発展と、全国で暴力団排除活動に携わっておられる皆様の御健勝を祈念して、年頭の挨拶とさせていただきます。



## 寄 稿



# がんばれ石川 めざせ復興

(公財) 石川県暴力追放運動推進センター

専務理事 岸田 広明



### 1 皆様に感謝

令和6年1月1日午後4時10分の家族団らんの時、石川県能登地方を震源とするM7.6の地震が発生しました。

この地震により、輪島市及び志賀町で震度7、珠洲市、能登町、穴水町で震度6強が記録されるとともに、日本海沿岸の広範囲で津波が観測され、土砂災害、液状化現象等も各地で発生し、道路や鉄道等の交通網をはじめ、上水道、電力、ガスと言ったライフラインにも大きな被害が生じました。

そして、復興に頑張っていた令和6年9月21日、石川県に線状降水帯が発生し、特に、能登地方では、バケツをひっくり返したような大雨に見舞われ、震災を受けた珠洲・輪島では、統計開始以降最大規模の降雨が記録されることとなり、これにともなって、たくさんの河川での氾濫が生じました。

またしても、家屋をはじめ、ライフラインに甚大な被害を受けることとなりました。

この被災地の復興に向け、国の関係機関、地方自治体はもとより、全国各地の企業の皆様、個人の皆様方からたくさんの方々の温かい応援とご支援をいただき、誠に感謝しております。

この皆様からの応援が、復旧・復興をめざして歩む被災者達を勇気づけ、大きな支えとなっております。

これからも地元産品の購入や能登を含む石川への旅行など、さまざまなかたちでの応援をお願いいたします。

そこで、石川県の観光名所、特産品、グルメをご紹介させていただこうと思います。

### 2 観光名所

#### (1) 白米千枚田(しろよねせんまいだ)

ここも地震と豪雨の自然災害により大きな爪痕を残しましたが、地元住民やボランティアの手による復旧作業が進められ、1004枚の田んぼのうち、5分の1が蘇り、復旧道半ばであります。

この棚田は、一枚の田が蓑の下にも隠れてしまうほど小さいことから、古くより「田植えしたが九百九十九枚あとの一枚蓑の下」といった古謡にも歌い継がれてきており、幾何学模様を織りなす絶景となりますので、今後、乞うご期待を！



白米千枚田

#### (2) 能登の祭り

里山里海と密接に暮らしている能登の人々にとって「祭り」は、豊漁や豊作を願い・感謝する大切な行事です。古くから守り引き継がれてきました。

今年から、そのほとんどが復活しており、有名どころは、

青柏祭(5月3日～5月5日：七尾市・ユネスコ無形文化遺産)

あばれ祭り(7月第1金・土曜日：奥能登

宇出津・石川県無形民俗文化財)

輪島大祭(8月22日～25日：輪島市・別名「キリコ祭り」)があります。

能登の祭りは迫力満点！能登に「きまつし！」(能登に来てください！)



輪島のキリコ

### (3) 兼六園

加賀藩主前田氏の居城だった金沢城の外庭であり、水戸の偕楽園、岡山の後楽園とならぶ日本三名園の一つです。

園内には、記念撮影の人気スポットである「ことじ灯籠」や日本武尊像(やまとたけるのみこと)の台座に刻まれたヘビ・ナメクジ・カエルがお互いに睨み合い「三すくみ」となっていることから、地震や台風でも一度も崩れたことのない「明治記念之標」などの見どころがあります。



兼六園

### (4) ひがし茶屋街

重要伝統的建造物群保存地区に選定された美しい出格子と石畳が続く古い町並みとなっております。以前は、一見さんお断りで「一客一亭」のお座敷多かったようですが、今では、和菓子・伝統工芸品・雑貨などを取り扱うお店やカフェが充実しており、風情ある街並みの中でショッピングや食事を楽しむことができます。

## 3 特產品

### (1) 輪島塗

輪島市で生産される日本を代表する伝統的な漆器であり、製作には、100を超える工程を経て完成するもので、高い耐久性と美しさを兼ね備えた「一生もの」として知られ、日常使いの箸・お椀・お盆などから高級な装飾品に至るまで多彩な製品があります。

最近、皆様に知られることとなった「夜の地球」と呼ばれる輪島塗の大型地球儀があります。

この地球儀は、能登半島地震で被害を免れ、万博の理念につながる「世界の融和」を表現した作品として、大阪・関西万博で展示されたものです。

現在は、輪島に帰省しておりますので、万博でご覧になれなかった方は、是非、輪島へお越しください。

### (2) 金沢金箔

金沢の金箔製造は、加賀藩祖の前田利家が金箔・銀箔の製造を命じたことに始まり、全国シェア99%となっております。

金沢は、「弁当忘れてても傘忘れるな！」と言うくらい雨が多い湿潤な気候と靈峰白山からの良質な雪解け水が金箔製造に適しているようです。

この金箔は、加賀友禅や輪島塗などの伝統工芸品に使われるものは、勿論、無味無臭で体内に吸収されない特徴を生かし、料理に華をそえるアイテムとしても重宝されており、豪華絢爛な金箔ソフトクリームが有名です。

最近では、高市早苗総理大臣が「金箔ゴルフボール」をトランプ米国大統領に贈ったこ

とでも有名になりました。

## 4 グルメ

### (1) とり野菜みそ

石川県では、知らない人がいないほどの大人気の品で、大豆と米麹から作られる米味噌に独自の製法で調合された調味料を混ぜ合わせた調味味噌です。

とり野菜みそと聞けば、鶏肉を連想する人も多いと思われますが、とり野菜みその「とり」は鶏肉の意味ではなく、野菜や栄養をしっかりと摂ってほしいという想いから「とり」と名付けられたそうです。

いろいろな食材とよく合い、鍋以外でもいろいろな使い道がある万能選手です。

### (2) 第7ギョーザ

石川のソウルフードであり、県民から根強い支持を受けているもので、平日のお昼は、1時間ほど待たなければなりません。近年では、県民だけでなく、観光客もこの餃子を求めて来県するほどの人気ぶりです。

こここの看板メニューは、来店客の9割が注文する「ホワイト餃子」で、最大の特徴は、もちもちで分厚い皮です。これをたっぷりの油

で揚げ焼きし、パリパリ食感で頂けます。

### (3) 金沢カレー

一般的なカレーとは異なり、ステンレス製の皿に盛り付けられ、フォークや先割れスプーンで提供されます。濃厚で黒っぽいルーが特徴で、ルーの上には、トンカツが乗せられ、さらには、特製ソースがかけられるもので、付け合わせとしてキャベツの千切りが添えられます。有名なところでは、横綱大の里がこよなく愛した「チャンピオンカレー」そのほかには、「ゴーゴーカレー」「アルバカレー」「インディアンカレー」などがあります。是非、本場にて金沢カレーをご賞味あれ！

## 5 おしまいに

能登の自然は、多くの恵みをもたらす一方で、今回のように、人々に対し、自然の厳しさを与えてきました。

「能登はやさしや土までも」という言葉どおり、純粋で粘り強い気質を持つ能登人がその試練に打ち勝とうと頑張っておりますので、皆様の様々なお力添えをお待ちしております。

(写真提供：石川県観光連盟)

## コラム

### 旅が、だれかの力になる

能登のまちを歩いていると、復興に向けて動き続ける人たちの姿が目に入ります。棚田をひとつずつ整える人、祭りをもう一度立ち上げようと集まる地域の方々、観光客を迎える準備を少しづつ進めるお店。どの表情にも「前に進もう」という穏やかな強さが宿っています。

今、能登が本当に望んでいる支援のひとつが「訪れてくれること」。観光のにぎわいは、地元の仕事やお店の活気につながり、人と地域の元気を取り戻す大きな原動力になります。旅をするだけで、誰かの背中をそっと押す力になるなんて、ちょっと素敵ですよね。

もちろん、まだ完全に元どおりとはいえない場所もあります。けれど、それでも「来てくれてありがとう」と笑顔で迎えてくれるあたたかさが、能登にはあります。復旧途中の景色さえも、地域の人たちの努力や希望がにじんでいて、心に残る旅になります。

お気に入りの地元産品を買ったり、いつもの旅より少し長めに滞在してみたり、ほんの小さな一步で十分。そうした行動が積み重なることで、能登の未来の灯りは確かに明るくなっています。

「旅行が支援になる」。そんな優しい循環が、能登でいま、確かに始まっています。次の旅先に迷ったら——ぜひ能登へ。

暮らしを支える企業からのメッセージをご紹介します。

# 東京海上日動における反社対策

東京海上日動火災保険株式会社

業務品質部 専門次長 長嶋 潔

はじめに、東京海上日動火災株式会社(以下、当社)においては、保険料調整行為や情報漏えい等、一連の不適切事案により、多くのお客様や関係者の皆様に多大なる心配とご迷惑をおかけしておりますことについて深くお詫び申し上げます。現在、当社では、会社を挙げて再発防止に取り組み、信頼回復に努めています。信頼回復のためには、業務品質の向上が極めて重要です。私は、業務品質部の専門次長として、当社の業務品質向上のため、様々な分野の対策に取り組んでおります。今回は、その中でも特に私が統括として、取り組んでいる反社会的勢力(以下、反社)対策についてご紹介させていただきます。(なお、本稿は個人として記載しているものであり、組織としての公式見解ではございません。)

### 1. 組織的な対応

当社は、反社との関係遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本事項として位置づけ、適切な対応を行うことに努めています。反社からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、統括部である業務品質部およびその担当役員のリードの下、会社全体として対応しています。

また、現場第一線には、反社対策の責任者を配置し、当該責任者が業務品質部と密接に連携し、対応しています。

### 2. 一元的な管理態勢

業務品質部は統括部門として、反社に関する情報を収集・分析するとともに、社内関係部と連携し、反社に関するデータベースを整備しています。また、社員や代理店等に対して必要な研修を実施するとともに、当社全体の反社対策状況を一元的に管理して

います。

業務品質部が統括部門としての役割を果たすためには、反社に関する情報収集が極めて重要です。その意味で、全国暴追センター様から、ご提供いただく情報は非常に有益であると感じております。

### 3. 事前チェック

反社との関係遮断のためには、まずは取引しないことが重要であり、保険契約等の取引開始前にデータベースとの照合等により、反社との取引を防止しています。

### 4. 事後チェック

取引開始後においても取引相手についてデータベースとの照合をしています。反社に該当している場合には、取引を謝絶する等、適切に対応しています。また、損害保険の場合、保険の対象となる事故が発生した場合に、反社が不適切に関与してくることを防止することが重要であり、特に注意を払っています。

最後に、損害保険は、万が一の場合の補償提供等を通じて「お客様や社会の“いざ”をお守りする」という社会インフラの機能を有しています。そのため、損害保険が反社によって不正に利用されることを防止する態勢整備が極めて重要であると考えており、これからも尽力してまいります。

また、こうした態勢整備においては、やはり常に必要な情報を入手・分析することが重要であり、その意味で、全国暴追センター様から各種情報提供等いただいている点には、非常にありがたく感じております。引き続きご支援いただきますようよろしくお願い申し上げます。

# 「第98回 民事介入暴力対策鹿児島大会」のご案内

協議会  
テーマ

## 組長訴訟に向けての関係機関の連携と課題



### 1 はじめに

2026年5月15日(金)、鹿児島市の城山ホテル鹿児島(鹿児島市新照院町41番1号)において、「第98回民事介入暴力対策鹿児島大会」(民暴鹿児島大会)を開催します。鹿児島での民暴大会の開催は1998年12月4日の第51回大会以来28年ぶり2回目になります。

会場の城山ホテル鹿児島は、鹿児島市街、錦江湾及び桜島などを一望できる高台にあり、ご来場いただく皆様に新緑の季節の鹿児島の良さを満喫していただくことができます。

午前の協議会の会場となるエメラルドホールには、椅子に加えて机も用意させていただく予定ですが、参加者が多い場合、一部は椅子のみになる可能性もありますので、お早めのご来場をお勧めします。

また、協議会の資料は、基本的に事前にデータで配布する予定です。多くの方々が当日会場において資料の取得のためにアクセスされますと、速やかなダウンロードができるだけでなく不測の事態も予想されますので、是非とも鹿児島にお越しになる前に資料をダウンロードしてご持参ください。

また、鹿児島大会では後記のテーマ及び協議会の内容に鑑みてサテライト中継を予定しておりませんので、万難を排して鹿児島まで足をお運びいただきたいと存じます。

同日午後には、西郷隆盛銅像の向かいにある宝山ホール(鹿児島県文化センター、鹿児島市山下町5-3)において第35回暴力追放鹿児島県民大会が開

鹿児島県弁護士会

委員長 福元 紳一

催されます。県民大会においては、スクールカウンセラー・公認心理師・保護司の安永智美さんによる「犯罪・暴力を生まない入口暴排は子供の健全育成と非行防止～救えたはずの子供たちから託された願い～」という演題の講演やアトラクション(天孫降臨霧島九面太鼓保存会による和太鼓演奏)が予定されています。

### 2 協議会のテーマ

民暴鹿児島大会実行委員会で話合いを重ねて決定した協議会のテーマは、「組長訴訟に向けての関係機関の連携と課題」です。

暴力団は、組織の縄張りや継承などをめぐって銃器等を用いた対立抗争事件を引き起こすことがあります。令和7年警察白書によれば、対立抗争事件の発生件数は、2022年21件、2023年6件、2024年3件となっており、毎年死傷者も出ています。そして、過去の死傷者の中には一般市民が標的となったり事件の巻き添えになったりしたものも少なくなく、このような凶悪事件を抑止するためには組長を被告とする損害賠償請求訴訟が大きな役割を果たしてきましたし、今後も暴力団による凶悪事件を抑止するためには組長訴訟を十分に活用する必要があります。

また、皆さんご存じのとおり近年は特殊詐欺事案が急増しており、警察庁・SOS47特殊詐欺対策ページによれば、2024年におけるうそ電話詐欺の認知件数は全国で合計21,043件、被害総額約718億円となっており、事態は年々深刻の度を増しています。

鹿児島県においても2025年1月から8月末までのうそ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害金額が約24億円に達し、2024年1年間の被害金額を既に上回っている状況です。そして、令和7年警察白書によれば、暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、暴力団が特殊詐欺を有力な資金源の一つとしている実態が認められます。このような状況を改善するために、特殊詐欺事案について組長の損害賠償責任を追及する訴訟が東京地方裁判所に複数件申し立てられ、2025年には熊本地方裁判所にも同様の訴訟が提起されるまでになりました。それらの訴訟の中には、暴力団組員が関わった特殊詐欺の被害者とその家族らが提訴した組長訴訟において、原告52人に合計約6億5200万円を支払う旨の和解が東京高裁で成立し、その全額が支払われるという大きな成果を挙げた事案もありました（朝日新聞デジタル2022年10月20日）。

ただ、組長を被告とする損害賠償請求訴訟を提起して勝訴判決を得るために幾つものハードルがあります。

先ず、被害者に暴力団組長を被告とする損害賠償請求訴訟の提起に踏み切らなければならないためには、捜査機関、暴追センター及び民暴弁護士との十分な意見交換に基づく強固な信頼関係の醸成が不可欠ですが、この場面における関係機関の連携の点で改善すべき事項が無いか、過去の事例を基に振り返りながら、課題を克服していく必要があると思います。

また、特殊詐欺の被害者は全国に点在するにもかかわらず、組長訴訟の多くは今後も事案の性質上東京地裁などに提起されることが多いという状況が予想されます。したがって、多くの被害者に組長訴訟の原告になってもらうためには、強固な信頼関係の醸成という場面等において地方の関係機関（民暴弁護士を含む）が果たすべき役割も小さくないと考えます。

さらに、暴力団組長を被告とする損害賠償請求訴訟において勝訴判決を得るために要件事実を立証するための証拠の入手が不可欠ですが、その入手が容易でない事案も少なくありません。この場面においては、これまで関係法令の改正、暴力団対策法31条の2の解釈の進展及び裁判例の積み重ねなどによって実務が大きく前進してきました。ただ、詐欺事件については、「犯罪被害者等の権利利益の保

護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」に基づく損害賠償命令手続の対象にならないなどの理由で、組長訴訟を提起・維持するための証拠の入手方法に制約があります。

このような状況を踏まえて、日本弁護士連合会は、2020年9月10日付け「刑事確定訴訟記録の保管、保存及び閲覧等に関する法改正及び運用改善に関する意見書」及び2022年5月10日付け「特殊詐欺を典型とする組織犯罪の被害回復に資するために刑事事件記録の閲覧・謄写制度を拡充することを求める意見書」を公表するなど問題状況の改善に努めてきました。しかし、未だに今後の法改正及び関係機関による運用の改善に委ねられている部分・課題も少なくありません。

このような状況を踏まえて、民暴鹿児島大会の協議会においては、「組長訴訟に向けての関係機関の連携と課題」というテーマの下で、現状を確認した上で、課題解決の方向性についての議論を深めたいと考えています。具体的には、対立抗争事件及び特殊詐欺事件における組長訴訟に関し、①被害者とのコミュニケーションの方策、②証拠収集の方法、特に刑事事件記録の活用方法、③被害者を代理する弁護士と関係機関との協力の方法等につき、具体的な事例の紹介を交えながら現状を整理・分析し、また、今後の課題について議論を深めます。そして、この議論は、匿名・流動型犯罪グループ（いわゆるトクリュウ）による犯罪を抑止するための法改正や関係機関の今後の活動のために役に立つのではないかと考えています。

### 3 協議会に向けての準備

「組長訴訟に向けての関係機関の連携と課題」というテーマでの協議会の内容を充実させるため、抗争事件における組長訴訟を多数手がけてこられた福岡県弁護士会の林誠弁護士と、特殊詐欺事件における組長訴訟を多数手がけてこられた東京弁護士会の福田恵太弁護士に、鹿児島までお越しいただいたりWEB会議を開催させていただいたりして貴重なアドバイスを頂戴しながら、準備を進めています。

また、特定危険指定暴力団に指定された工藤会の組長を被告とする損害賠償請求訴訟などにおける刑事事件記録の開示の可否について検察官として関与

されるなどしてこられた福岡県弁護士会の上田敏晴弁護士にも、北九州市小倉で非常に有益な体験談を数多くお聞かせいただき、準備に活かしております。

さらには、警視庁刑事部暴力団対策課幹部として組長訴訟等の支援を担当してこられた方にも、捜査機関側の取組みや課題について情報を提供していました。

加えて、鹿児島県弁護士会のような地方の中規模単位弁護士会が中心となって民暴大会を開催する場合、準備における人手の面で会員及びその他の多くの方々のご協力が必要になるだけでなく、前回大会、前々回大会などの視察や、遠方におられる専門家の皆様のご協力をいただくために必要な、資金面での十分な裏付が不可欠です。この点において、鹿児島県弁護士会及び九州弁護士会連合会は、鹿児島大会の成功のために特段のご配慮をしてくださいました。

このように非常に多くの方々のご協力により、協議会の内容を実務に則した実のあるものにできるのではないかと考えております。

## 4 協議会の構成

協議会においては、まず、鹿児島県弁護士会民事介入暴力対策委員会の委員が協議会のテーマ及び構成について基調講演を行います。

次に、事前に撮影した動画を上映します。この動画は、特殊詐欺の被害者から相談を受けた弁護士らと警察官が、組長を被告とする損害賠償請求訴訟について意見交換・打合せを行う場面を想定して撮影したもので、そこにおけるやり取りによって、組長訴訟で勝訴するために乗り越えなければならない幾多の課題を明らかにしたいと考えています。

その後に、宮崎で発生した抗争型の刑事事件において被害者参加制度に基づき遺族の代理人を務めた鹿児島県弁護士会民事介入暴力対策委員会の委員が、当該事案の内容を紹介します。その中で、早い段階で検察官から刑事事件記録の任意開示を受けることができた経験や、遺族が組長を被告とする損害賠償請求訴訟に踏み切れなかった経緯などについて、実際の事案に則して具体的な説明を行い、今後の課題を明らかにします。

このようにして問題状況を明らかにした上で、前記の林誠弁護士、福田恵太弁護士及び上田敏晴弁護

士を交えてパネルディスカッションを行います。このパネルディスカッションにおけるやり取りによって、同弁護士らがこれまで担当された事案に基づき現状の問題点を再確認した上で、関係機関による実務上の連携・工夫によって乗り越えられる課題や、制度改革が必要な点を明らかにし、具体的な提言まで行いたいと考えております。

## 5 最後に

県民大会終了後、会場を再び城山ホテル鹿児島に戻して、協議会参加者による懇親会を開催します。懇親会においては、飲食開始前に、「神の声」の持ち主と称される奄美出身の歌手元ちとせさんのミニコンサートを予定しています。

また、協議会翌日には、高牧カントリークラブ(鹿児島県姶良市蒲生町久末2489-1)においてゴルフコンペを開催します。

協議会はもちろんのこと懇親会及びゴルフコンペも充実したものにして参加者の皆様に満足していただけますよう、実行委員会委員一同準備を重ねておりますので、一人でも多くの皆様に「第98回民事介入暴力対策鹿児島大会」にご参加いただきたいと存じます。

2026年5月に鹿児島でお会いできることを楽しみにしております。



# ある日



## 相談委員としての所感



(公財)  
山形県暴力追放運動  
推進センター

相談委員

稻毛 悟

私は、山形県警を退職し、令和6年4月から山形県暴力追放運動推進センターの相談委員として勤務しております。私の警察人生のうち、31年間暴力団捜査に従事させていただきました。私としましては、最後まで刑事としてやってこれたことは刑事冥利につき、その間一緒に汗を流してきた諸先輩方や同僚、後輩等に対し深く感謝を申し上げたいと思います。

私が暴力団担当係になった刑事成り立て1年目の話です。同じ係の大先輩から組事務所に連れて行かれた際、緊張した面持ちで身構えていたところ、当時組織の総長から、「いいか若いの、悪いことをする奴がいたらドンドン捕まえてやってくれ」などと言われたことが今でも忘れられません。それから30数年の月日が流れ、最後まで暴力団捜査に携わってきましたが、改めて過去を振り返ってみると、当時総長の言葉のどおり、悪い奴らを多く捕まえて来たかと問われれば、素直に「はい、やってきました」とは残念ながら言い切ることはできません。

さて、私は警察を退職後、私の前任者で警察OBの先輩からのお誘いもあり、現暴追センターで勤務させていただいております。現在当センターは、専務理事、事務長と私の3名体制で運営しており、私が担当する主な業務は、暴力団相談業務、

不当要求防止責任者講習の年間計画の策定や講習会での補助などになります。暴力団相談業務については、金融機関や不動産会社からの属性照会が多いのですが、この属性照会の回答に関しては、保秘の徹底に十分注意し、県内の暴力団関係者の名前を聞けばだいたい分かるため、余計なことは話さないよう細心の注意を払い、特に警察OBの方の場合は照会理由をしっかり確認した上で回答するようにしています。

次に暴力団離脱者の就労支援になります。山形県の暴力団勢力について、構成員等の数は全国同様に年々減少しており、更に以前は存在していた山口組傘下団体も壊滅させ、山口組が存在しない県となっています。このような情勢の中、県外を含め組織を離脱した者が当センターに対し、電話あるいは直接訪問しての就労支援の相談を受けたことは、私が当センターに着任してからはありません。引き続き、離脱暴力団組員の受入企業や関係機関からなる山形県離脱暴力団ワークケア協議会の活動を充実したものにして、暴力団から離脱する者への社会復帰対策を推進していきたいと思います。

最後になりますが、時々、県民の方から、「山形県に暴力団はいるのか、何か活動しているのか」などと聞かれことがあります。確かに昔と比較すれば県民自身が直接暴力団を目の当たりにすることは少なくなっていますし、暴力団に対する危機感も希薄になっているのが現状ではないかと思います。

このようなことから、今後も講習会や研修会、あるいは当センターの賛助会員に対して、私が警察時代に暴力団事件で実際に経験した具体的な事例(例えば、覚醒剤事件で鍵を破壊して室内に踏み込んだこと)などを紹介し、少しでも暴力団の凶悪性などを伝えながら、継続して暴力団排除活動の重要性について広報していきたいと考えています。

## 新任相談委員所感



(公財)  
京都府暴力追放運動  
推進センター

林 修一

### はじめに

私は、令和7年3月末、京都府警を定年退職し、4月から京都府暴力追放運動推進センターで勤務させていただいております。

しかし、第二の人生はスタートを切って僅かひと月半で免疫異常の病気を発症し、約2か月間出勤することができず、職場には大変な迷惑をかけたのですが、周りの暖かい対応により、7月中旬から、リスタートをきることができ現在に至っております。

### 公益財団法人の職員になって思うこと

先日、上司の仕事に対する取り組みで感動する場面がありました。それは、センターの基本財産にかかる運用について、取引予定の金融機関との検討会でのことでした。基本財産の運用は理事会等で納得を得られるだけの説明が求められます。金融の基礎的なことは自ら学べても、素人が短期間にマスターすることは難しく、金融機関に知恵をかりようとして行った検討会です。

金融機関からはすぐに納得いく説明が得られるものと考えていたのですが、検討会を重ねても適切な結果は得られず、日々無駄な時間だけが過ぎていきました。

ここで上司は金融機関側に対して、「府民や企業から寄せられた大切な基本財産の運用について、私には理事等に対する説明責任がある。毎回同じような説明では進展がない。このままでは、理事等にも説明できず責任が果たせないので御社との取引を中止せざるを得ない。」と強く訴えたのです。この時、上司の気迫のこもった言葉に公益事業に対する強い使命感と責任感に感銘したのでした。

上司の訴えに対し、金融機関は態度を一変し、最終的には納得いく説明をして、取引も成立し、理事会でも一切疑義はでなかったのですが、この件では、警察の職務倫理の基本にある「誇りと使命感を持って国家と国民に奉仕すること。」に重なり、暴追センターの仕事も府民のために使命感と責任感を持つことが大切であると強く感じました。また、相手の立場を理解し、要望には誠実に対応することの大切さを再認識することとなりました。この2点は今後、暴追センター職員としての信条とし、業務に当たりたいと思います。

### 暴力追放相談委員になって

スタートこそ出遅れましたが、日々センターで受ける様々な相談も上司、先輩のアドバイスのおかげで、スムーズな対応をとることができるようになってきました。表立った暴力団の勢力が衰えている今日、相談の内容も「この相談は、暴力追放運動推進センターで受理する内容なのか?」というような案件も見受けられますが、相談者の中には、どこに相談してよいのかわからずに来所、電話されてくる方もおられます。だからこそ、暴追センターが受ける内容でなくとも、相談者に対しては、相手の立場に立ち誠実な対応を心掛けたいと思います。また、本来の暴力追放にかかる相談については、その道のプロであるという自覚を持ち、誰からも信頼される相談委員を目指したいと思っております。

### 最後に

まだまだ、経験したことのない仕事も多く、戸惑うこともありますが、周りを見渡して最大の成果が得られるよう積極的に業務に取り組む所存でありますので、全国センターをはじめ、他県各センターに問い合わせ等させていただく際にはご指導いただきますようよろしくお願ひいたします。



# センターだより



## 被害者に寄り添った支援活動

### (公財)暴力団追放運動推進都民センター

過日、首都圏居住の特殊詐欺被害者(今年卒寿を迎えた方)が当センターを訪れ、「約6年前の1月、息子に成りすました男達にけなしの老後の生活資金を騙し取られてしまいました。その時の絶望感は計り知れませんでした。しかし、弁護士の皆さん、警視庁や暴追センターのお世話になり、被害に遭った現金を全て取り戻せました。まさに捨てる神あれば、救う神あり。本当にありがとうございました。」と感謝を述べられました。

本事件は、特定抗争指定暴力団山口組系組員らによる特殊詐欺事件で、2019年、親族や役所の職員などに成りすました詐欺グループが冒頭の被害者を含む多数の被害者から現金やキャッシュカードを騙し取り、被害総額は約4千万円にのぼりました。事件後、暴力団対策法に基づき、組長の司忍こと篠田建一に約2,660万円の損害賠償を求めた訴訟を提起し、一審東京地裁での暴対法適用を認めた請求通りの支払い命令判決を経て、2024年、東京高裁で組長側が遅延損害金を加え約3,200万円を支払うことで和解が成立したものです。

本訴訟に奔走した弁護団は、第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長の戸澤弁護士を団長とする東京三弁護士会所属の精銳弁護士、総勢20名で構成。しかし、被害者の中には、損害賠償請求訴訟を提訴したからといって被害に遭った資産が戻ってくるか分からないことなどを理由に提訴を渋る方もおられましたが、弁護団は、暴追都民センターに暴力団等を相手とする民事訴訟に係る着手金貸付などの支援制度があることを丁寧に説明していただき、ご理解を得たうえで提起に踏み切り、和解の成立に至ったものでした。

上記事例は、特殊詐欺被害者に対する支援活動の一例ですが、当センターでは、2023年、暴力団及び匿名・流動型犯罪グループによる様々な脅威に対抗すべく、定款の一部改正により支援活動のさらなる拡充を図るとともに、損害賠償請求訴訟の支援や暴力団事務所の使用差止仮処分の申立て、間接強制の申立てなどの手続きを進

めております。何事にも困難は伴いますが、「全ては被害者に寄り添う支援活動のために」を合言葉にこれからも全職員が一丸となって対応してまいります。

## 闇バイト撲滅に向けた暴排教育、 広報啓発活動の推進

### (公財)愛知県暴力追放運動推進センター

当センターでは、少年の暴力団等反社会的勢力への加入阻止対策として県下の少年院入所者に対する暴排教育を推進してきました。しかし、最近の暴力団は、匿名・流動型犯罪グループ(以下、トクリュウと称す)と結託し、闇バイト等SNSを利用して、犯罪傾向のない一般の青少年を特殊詐欺・強盗等の使い捨ての実行犯として巻き込みながら、巧みに組織への引き入れを狙っています。

最近では、愛知県下の高校生が闇バイトを通じてミヤンマーまで連れ出され、中国人犯罪組織の下で日本人向けのかけ子をやらされ逮捕される事例等が発生しています。外部チェックがほとんど困難なSNSを利用した闇バイトを根絶するには、ターゲットとなる高校生自身に、「闇バイトはバイトではなく犯罪実行者の募集そのものである」「闇バイトの背後には暴力団、トクリュウがいる」ことをしっかりと認識させ、「闇バイト拒絶意識」を醸成することが最も重要です。そこで、愛知県下の高校生を対象に、「闇バイト撲滅に向けた暴排教育」を実施することとし、愛知県公立高校校長会や私立高校指導主任者会議等において、その必要性を具体的な事例を交えながら強く訴え本年度中の実現を目指しております。

また、これに先立ち、若者へのメッセージ発信力の強い地元プロサッカーチーム「名古屋グランパス」と暴力追放運動に関する「協定」を全国初めて締結し、闇バイト追放機運を醸成するための広報活動の推進、広報媒体の作成について連携することとしました。高校生に対する暴排教育は、パワーポイント形式(40分)で行い、クイズ形式による参加型グループ討論を導入するとともに、名古屋グランパスやトヨタラグビーチーム「ヴェルブリッツ」の選手からの動画メッセージを発信する等、高校生の意識に強く訴えるように工夫しています。これを契機

に、将来的には大学生等にも暴排教育の輪を広げ、「闇バイト撲滅」を強力に推進していきたいと考えています。



### 闇バイトから自分の未来を守りましょう

相談は愛知県暴力追放運動推進センターへ

052-883-3110



愛知県暴力追放運動推進センター



## 暴力団事務所使用差止訴訟について

(公財)鳥取県暴力追放センター

令和2年5月30日、六代目山口組大同会の幹部が、岡山市内において神戸山口組傘下組織の組長(池田組幹部)を銃撃して負傷させた殺人未遂事件の発生等を受け、令和2年6月5日、大同会に対して、鳥取県本部長名による事務所使用制限仮命令を発出しました。同月29日、鳥取県公安委員会が同事務所に対して事務所の使用制限命令を発出し、さらに、同年7月7日、米子市を警戒区域として、六代目山口組と神戸山口組を特定抗争指定暴力団等に指定しました。

大同会組事務所付近の住民から、自分や家族、地域の子供たちが抗争事件の巻き添えになるかもしれないとの不安の声や組事務所の使用差止の声があがったことを受けて、静岡、大阪、兵庫各センターからのご教示等をいただきながら、住民説明会、差止請求関係検討委員会及び臨時理事会を開催しました。その結果鳥取県暴力追放センターは暴力団事務所使用差止請求訴訟を行うこととし、住民からの委託を受託して、鳥取県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属の弁護士11名(最終は15名)の

弁護団を組み、初めて令和4年3月11日、鳥取地方裁判所米子支部に仮処分命令申立を行いました。同年6月30日、同支部から付近住民の人格権が受任程度を超えて侵害されているとして、組事務所使用差止仮処分命令が発せられました。暴力団側からは不服申立がありましたが、令和4年12月5日、鳥取地方裁判所による認可が決定し、令和5年3月27日、広島高等裁判所松江支部による保全抗告棄却に決定により不服申立はいずれも退けられました。しかし、全国で初めて暴力団側からの申立てにより本訴訟となり令和6年5月24日、鳥取地方裁判所にて組事務所使用差止判決があり、その後暴力団側から控訴がありましたが、同年6月18日、広島高等裁判所松江支部にて控訴棄却の決定となり、さらに暴力団側から上告及び上告受理申立がありました。この件は令和7年6月11日、最高裁判所にて上告棄却及び上告不受理決定がされたことにより、本判決が確定して訴訟は終了しました。長期間を要しましたが、所期の目的の達成を果たしました。

## 高校生参加の暴力追放高知県・市民総決起大会の開催 よさこい祭り暴排広報の実施

(公財)暴力追放高知県民センター

### 1 高校生参加の暴力追放高知県・市民総決起大会の開催

近年SNSや求人サイトを通じて、若者をターゲットにしたいわゆる「闇バイト」の実行役の募集が増加しています。

そうした実態を踏まえ、本年度の暴力追放高知県・市民総決起大会において、若年層の暴排意識を高める活動の一環として、今回は趣向を凝らし、初めて地元高校生の参加を得て「書道パフォーマンス」による暴排メッセージを発信しました。

恒例の特別講演では、弁護士法人S O H代表和田資篤弁護士をお招きして「反社会的・組織的犯罪集団に巻き込まれないために」と題して、主にこれから社会に出る高校生を対象とした内容の講演が行われました。

講演に続き、地元高知商業高校の生徒会・書道部の皆さんのが主役となり舞台に上がりました。

大きなキャンバスに、生徒みんなで考えてくれた「NO! 暴力」等の暴排メッセージが勢いよく描かれた作品が披露されました。

さらには、制作に至る過程の映像も放映しながら詳しい解説を行うことで、大いに会場を盛り上げてくれました。

そして、大会の最後を締めくくる大会宣言では、参加

高校生全員が舞台に上がって力強く宣言文を読み上げ、盛況のうちに終了となりました。



## 2 よさこい祭り初日県警踊り子隊演舞に合わせ暴排広報の実施

今夏のよさこい祭りでは、県警が51年ぶりに踊り子隊を結成し、高知市内中心部の追手筋本部競演場で演舞することになりました。

そこで当センターも何らかの形で参加をしたいと相談させていただいたところ、踊り子としては年齢的に困難でしたが、会場で暴排のぼり旗を立てさせていただけることになりました。本番で披露された、機動隊員によるよさこい祭りを妨害する暴徒を制圧排除するというパフォーマンスでは、「暴力追放」のぼり旗が背後に映り、抜群の広報効果が得られました。



### 暴排ローラー作戦の実施について

(公財)鹿児島県暴力追放運動推進センター

当センターは、平素から鹿児島県警察、鹿児島県弁護士会と緊密に連携し、暴力団追放意識の普及・高揚を図る広報等暴力団排除活動に取り組んでいます。この度、三者間の協議において標記の作戦を展開することとしました。

鹿児島県内でも、依然として一部の暴力団員は法の網をかいくぐり、飲食店関係者からのみかじめ料名目に金銭要求や物品購入の強要等の資金獲得活動を水面下で実施している状況を鑑みると、その作戦の実施場所を鹿児島市に所在する県内随一の繁華街「天文館」地区の飲食店街(G 3アーケード、文化通り)に選定しました。

なお、実施日時は、令和7年9月4日(木)午後7時頃からとし、県警職員、民事介入暴力対策委員(県弁護士会所属の弁護士)、県・鹿児島市職員、ボランティア団体及び暴追センター職員の総数約90人が一同に集結しました。実施内容は、合同パレードによる暴力団との関係遮断、特殊詐欺の被害防止「暴力団は出て行け、特殊詐欺に注意しよう。」などのシェプレヒコールを行うとともに、県及び鹿児島市暴力団排除条例並びに同市客引き行為等の禁止条例の広報チラシ等の配布を実施しました。

また、県警察及び暴追センターの職員、民暴対策委員で編制し、同地区の風呂店舗等を訪問の上、不当要求等のアンケート調査、被害情報の聞き取りや暴排用リーフレット等の資料の配布を実施しました。

当日は、地元報道の取材もあり、暴力団追放意識の普及・高揚や天文館地区の環境浄化活動の推進を図る有意義な活動となりました。





# 令和7年 全国暴力追放運動中央大会を開催

## — 関係機関連携の強化と地域安全の実現を誓う —

長年にわたり暴力追放運動に尽力された個人、団体、職員の方々を称える「令和7年全国暴力追放運動中央大会」(全国暴力追放運動推進センター・警察庁・都道府県暴力追放運動推進センター・都道府県警察主催)を11月21日(金)、東京・港区元赤坂の明治記念館で開催した。大会では、暴力追放功労者(74名)、暴力追放功労団体(10団体)、暴力追放功労職員(30名)と全国暴力追放運動用統一標語最優秀賞受賞者の表彰が行われた。

### 開会・主催者挨拶

大会は、国歌斉唱に続き、主催者を代表して椿貴喜 全国暴力追放運動推進センター会長、楠芳伸 警察庁長官が挨拶を行った。

### 来賓挨拶

続いて、赤間二郎(あかま じろう)国家公安委員会委員長、吉澤俊一 日本弁護士連合会副会長(会長代理)が祝辞を述べられた。

### 功労者表彰

表彰は、暴力追放功労者、暴力追放功労団体、暴力追放功労職員、全国暴力追放運動用統一標語最優秀賞受賞者の順に行われた。

暴力追放功労者表彰は、長年にわたり暴力追放運動に尽力し、多大な成果を収めた個人に行われる。

暴力追放功労団体表彰は、長年にわたり暴力追放運動を組織的に推進し、安全で安心して生活のできる地域社会づくりに多大な成果を収められた団体が対象となる。

功労職員表彰は、全国各地で暴力追放運動推進に尽力した職員に贈られる。受賞者代表が壇上に上がり、表彰状や記念の楯を受け取った。

続いて、全国暴力追放運動用統一標語最優秀賞受賞者・村上菜月さん(石川県)の表彰が行われた。

### 大会宣言

最後に参加者を代表して、暴力追放栄誉金章に輝いた岐阜県の小島浩一さんが、高らかに大会宣言を行い、表彰式は閉会した。

### 大会宣言

暴力のない、安全で安心な地域社会の実現は、私たち国民すべての願いです。

この実現に向けて、私たちは、暴力追放への強い熱意と勇気を堅持するとともに

『無くそう暴力団 地域のために 未来のために』を合い言葉に、暴力団をこの社会から排除するためには力を結集する必要があります。

私たちは、決意も新たに、地域、職域の担い手として、暴力のない、安全で安心な地域社会の実現を目指して邁進することをここに宣言します。

令和7年11月21日

令和7年全国暴力追放運動中央大会  
大会参加者一同



# 都道府県センター紹介

## (公財)宮崎県暴力追放センター

所在地 〒880-0803  
宮崎県宮崎市旭1丁目2番2号 宮崎県企業局2階  
電話 0985-31-0893 FAX 0985-31-0894  
業務時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日祝祭日を除く)

当センターは、平成4年4月1日、暴力団対策法施行の翌月に設立され、以来、県民とともに暴力団のいない社会をめざして歩みを重ねてきました。

現在、専務理事以下3名という少人数体制ではありますが、限られた人員の中でも効率的な運営を心がけ、関係機関と連携を図りながら活動を続けています。

広報活動の一環としては、地元のテレビやラジオ番組に相談委員が生出演し、暴力団排除の重要性やセンターの相談窓口についてわかりやすく情報を発信しています。生放送での出演は緊張も伴いますが、県民に直接メッセージを届けられる貴重な機会となっています。

また、昨年発生した暴力団抗争事件を受け、県内で初となる暴力団事務所使用差し止め請求事業にも着手しました。法的対応と地域の安全づくりの両面から、暴力団排除の実効性を高めています。

これからも、宮崎の人の温かさとつながりを力に、県民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。



◀当センター  
ホームページ

令和7年4月1日より、事務所を移転しました。

☆ 新年あけましておめでとうございます。

旧年中は当センターの活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。本年も、皆さまの安心と笑顔につながる情報をお届けしてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

☆ 今年の冬は、例年以上に寒暖差が大きく、急に冷え込んだかと思えば春のような陽気になったりと、体も心も調整が追いつかない日が続きました。気候が不安定な時期は、人の気持ちも揺れやすいもの。“いつもと違うかな？”という小さな変化に気づき合える、あたたかな地域でありたいですね。

☆ アサヒグループでランサムウェア被害が発生したという

## (公財)暴力団追放沖縄県民会議 沖縄県暴力追放運動推進センター

所在地 〒900-0027  
沖縄県那覇市山下町18番26号 山下市街地住宅3階A-306  
電話 098-858-8930 FAX 098-858-8931  
業務時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日祝祭日を除く)

当沖縄県民会議は、平成2年に発生した旭流会による第6次抗争を契機に平成2年任意団体暴力団追放沖縄県民会議として設立され、平成3年財団法人化、平成22年公益財団法人へ移行して、現在の名称になり、設立35年を迎えており、その間、平成4年に暴力団追放推進センターに指定、平成26年に国家公安委員会から適格センターの認定を受けています。

当沖縄県民会議の体制は、専務理事以下4名(うち1名は県警察からの派遣職員)で、都市モノレール那覇空港駅からモノレールで約8分の場所に位置する奥武山駅直近の山下市街地住宅内にあり、事務所窓からは、プロ野球等が開催される沖縄セルラースタジアム那覇が一望できるとても景観のよい場所にあります。

同建物内には、県民会議の他に、防犯協会連合会、警察官友の会等警察外郭団体が入居しています。

### 令和7年度暴力団排除セミナーの開催

令和7年8月14日(木)アイムユニバースてだこ小ホールにおいて、警察本部、民事介入暴力特別委員会の協力を得て、令和7年度暴力団排除セミナーを開催し、会場には賛助会員等約260名の来場がありました。当セミナーにおいては、警察本部組織犯罪対策課長による講演や当県弁護士会民事介入暴力特別委員会委員長による「カスタマーハラスメントについて」の講演を



いただきました。

今後も、職員一丸となり暴排機運の更なる向上による「暴力団のない安全で住みよい沖縄県の実現」を目指し、各種活動を推進して参ります。

## 編集 後記

ニュースがありました。企業の規模に関わらず、サイバー攻撃のリスクは常に身近にあることを改めて思い知らされます。暴力追放運動に携わる私たちも、“地域の安全”と同じように“情報の安全”を守る意識を持つことが大切です。日頃のちょっとした注意が、大きなトラブルを防ぐ力になります。これからも、一人ひとりができる範囲でセキュリティ意識を高めていければと思います。

☆ 今年は勢いのある「午(うま)年」です。馬は遠くの異変にいち早く気づく“危険察知の名人”。私たちも軽やかに敏感に、地域の兆しをとらえたいですね。“暴排”的音を響かせ、明るい地域を駆けていきましょう。

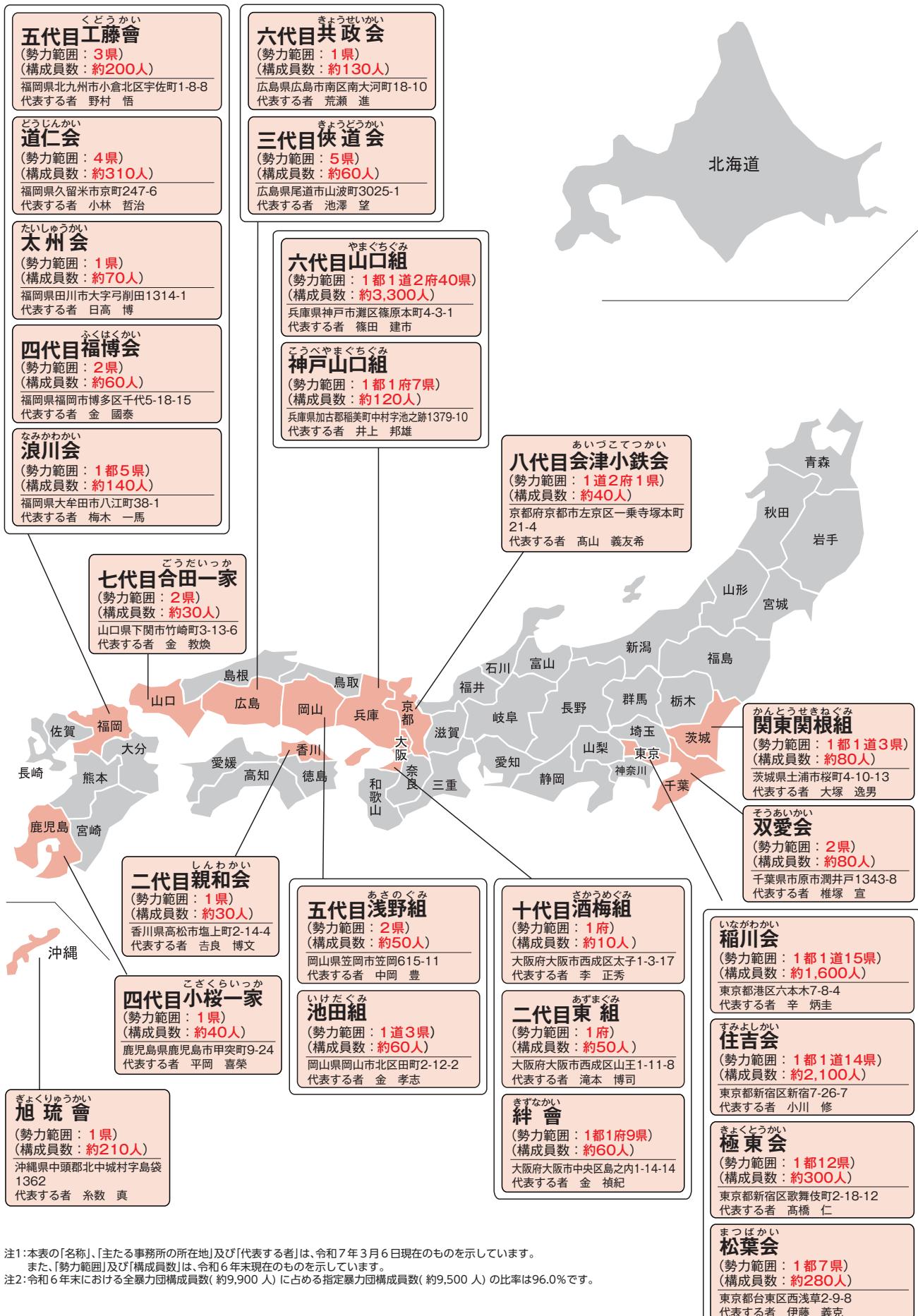
編集 全国暴力追放運動推進センター事務局

伊藤 瑞 日高 天 山添 喜一 扇澤由紀子

# 指定暴力団の状況

(令和6年末現在)

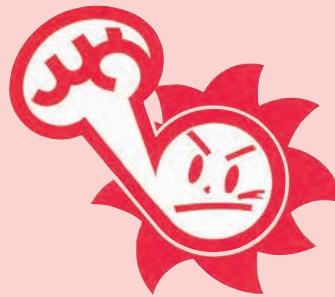
## ■ 指定暴力団分布図 (25 団体)



注1:本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」及び「代表する者」は、令和7年3月6日現在のものを示しています。

また、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和6年末現在のものを示しています。

注2:令和6年未ににおける全暴力団構成員数(約9,900人)に占める指定暴力団構成員数(約9,500人)の比率は96.0%です。



全国暴追センター・シンボルマーク  
『パンチくん』

## 都道府県暴力追放運動推進センター相談電話

(公財)北海道暴力追放センター <b>011-271-5982</b>	(公財)長野県暴力追放県民センター <b>026-235-2140</b>	(公財)岡山県暴力追放運動推進センター <b>086-233-2140</b>
(公財)青森県暴力追放県民センター <b>017-723-8930</b>	(公財)静岡県暴力追放運動推進センター <b>054-283-8930</b>	(公財)暴力追放広島県民会議 <b>082-228-5050</b>
(公財)岩手県暴力団追放推進センター <b>019-624-8930</b>	(公財)富山県暴力追放運動推進センター <b>076-421-8930</b>	(公財)山口県暴力追放運動推進センター <b>083-923-8930</b>
(公財)宮城県暴力団追放推進センター <b>022-215-5050</b>	(公財)石川県暴力追放運動推進センター <b>076-247-8930</b>	(公財)徳島県暴力追放県民センター <b>088-677-8930</b>
(公財)秋田県暴力追放運動推進センター <b>018-824-8989</b>	(公財)福井県暴力追放センター <b>0776-28-1700</b>	(公財)香川県暴力追放運動推進センター <b>087-837-8889</b>
(公財)山形県暴力追放運動推進センター <b>023-633-8930</b>	(公財)岐阜県暴力追放推進センター <b>058-277-1613</b>	(公財)愛媛県暴力追放推進センター <b>089-932-8930</b>
(公財)福島県暴力追放運動推進センター <b>024-572-6960</b>	(公財)愛知県暴力追放運動推進センター <b>052-883-3110</b>	(公財)暴力追放高知県民センター <b>088-871-0002</b>
(公財)茨城県暴力追放推進センター <b>029-228-0893</b>	(公財)暴力追放三重県民センター <b>059-229-2140</b>	(公財)福岡県暴力追放運動推進センター <b>092-651-8938</b>
(公財)栃木県暴力追放県民センター <b>028-627-2600</b>	(公財)滋賀県暴力団追放推進センター <b>077-525-8930</b>	(公財)佐賀県暴力追放運動推進センター <b>0952-23-9110</b>
(公財)群馬県暴力追放運動推進センター <b>027-254-1100</b>	(公財)京都府暴力追放運動推進センター <b>075-451-8930</b>	(公財)長崎県暴力追放運動推進センター <b>095-825-0893</b>
(公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター <b>048-834-2140</b>	(公財)大阪府暴力追放推進センター <b>06-6946-8930</b>	(公財)熊本県暴力追放運動推進センター <b>096-382-0333</b>
(公財)千葉県暴力追放運動推進センター <b>043-254-8930</b>	(公財)暴力団追放兵庫県民センター <b>078-362-8930</b>	(公財)大分県暴力追放運動推進センター <b>097-538-4704</b>
(公財)暴力団追放運動推進都民センター <b>03-3291-8930</b>	(公財)奈良県暴力団追放県民センター <b>0742-24-8374</b>	(公財)宮崎県暴力追放センター <b>0985-31-0893</b>
(公財)神奈川県暴力追放推進センター <b>045-201-8930</b>	(公財)和歌山県暴力追放県民センター <b>073-422-8930</b>	(公財)鹿児島県暴力追放運動推進センター <b>099-224-8601</b>
(公財)新潟県暴力追放運動推進センター <b>025-281-8930</b>	(公財)鳥取県暴力追放センター <b>0857-21-6413</b>	(公財)暴力団追放沖縄県民会議 <b>098-858-8930</b>
(公財)山梨県暴力追放運動推進センター <b>055-227-5420</b>	(公財)島根県暴力追放県民センター <b>0852-21-8938</b>	



## 全国暴力追放運動推進センター

公益財団法人 全国防犯協会連合会

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-38-1 本郷信徳ビル 6 階  
TEL (03) 3868-0247 FAX (03) 3868-0257

